

警報等の発表時における安全確保について

1 暴風（暴風雪）警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
7:00まで	自宅待機	7:00まで	通常通り登校
登校後	地区担当教員の引率のもと集団下校（*1）	7:00を経過	臨時休校

（*1）下校が困難と学校が判断した場合は、保護者等の迎えがあるまで学校待機

大雨洪水警報が発表された場合、学校から連絡のないかぎり、通常通り登校をさせていただきます。

* 保護者が家庭にいない場合は、最寄りの知人等に緊急時の保護を、日頃から依頼しておいてください。

* 解除後も登校に危険があると予想される場合は、学校の判断で登校時刻を遅らせる、臨時休校などの措置をとることがあります。

* 大雪の場合は、暴風警報等と異なり、大雪警報が解除された後も積雪の状況により学校の判断で臨時休校等の措置をとることがあります。

学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準（大雪警報に準じて20センチメートル程度）に達する場合に臨時休校とします。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、津波警報、震度5強以上の

地震発生（緊急地震速報）、噴火警報に対する対応

時刻	対応
登校前	臨時休校
登校後	保護者等の迎えがあるまで学校待機（*2）

（*2）在校中に津波（大津波）警報が発令された場合は、解除されるまで保護者への引き渡しは行わず、学校で待機を継続します。

* 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登下校します。状況によっては、学校の判断で臨時休業の措置をとる場合もあります。

* 津波（大津波）警報の場合、状況に応じて児童をより安全性の高い場所に避難させることがあります。

大津波警報の場合……第一次避難場所＝四日市市民公園（芝生広場）

第二次避難場所＝常磐小学校

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

- ・注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては下記の（１）～（３）の対応を取ります。



（１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

市内全ての公立小学校・中学校を１週間臨時休校とします。

- ・この期間中は、学校を避難所として開設します。（浸水想定区域の学校を除く）
原則、１週間後には学校を再開します。ただし、災害の状況や避難の実態に応じて、避難所を継続した状態で学校教育活動を行うことも想定されます。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

- ・注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

（３）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき

- ・平常の学校活動を継続します。

4 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラートを通じて緊急情報発信があった場合の対応】

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とし、解除後登校します。（Home&Schoolで連絡します。）
- ② 在校中に「Jアラート」による発信があった場合は、児童に迅速な避難行動を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

- ① 登校前に市内及び近隣市町に着弾した場合は、臨時休校です。
- ② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童の安否を確認し、保護者へ引き渡します。

《参考》国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp>

5 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表時における対応

熱中症特別警戒アラートが三重県に発表された場合 ※前日の14時頃に発表されます。

りんじきゅうこう
臨時休校（四日市市内全公立小中学校）

※臨時休校をお知らせする通知は本市教育委員会よりHome&Schoolにて行います。

≪熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表の流れ≫

例

三重県内全ての『暑さ指数情報提供地点』〔注1〕において、7月9日の最高暑さ指数（WBGT値）〔注2〕が3.5に達すると予想される場合

7月8日の14時頃：環境省から発表

7月9日：臨時休校（市内全公立小中学校）

→『7月9日熱中症特別警戒アラート』

※熱中症特別警戒アラートは一日中継続されます。

※Home&Schoolにて臨時休校を通知します。

（0:00～23:59）途中で解除されることはありません。

※〔注1〕県内に12か所設置されている。〔注2〕気温とは異なる。湿度、気温、周辺の熱環境の3つを取入れた指標。

【休校中の留意点について】

保護者が家庭にいない、冷房設備のない家庭については、最寄りの知人等に保護をお願いする、避難施設を紹介する等、日頃から備えていただくようお願いいたします。

【参考】「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の開放について

四日市市では、熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的にしのぐ場所として、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を開放します。ご利用を検討される場合は、四日市市ホームページにてご確認ください。（下記URL・QRコードより閲覧できます）

【四日市市HP】「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について」

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1715759349155/index.html>

